

4月15日に裁判が開かれます 多くのみなさんの傍聴をお願いします

昨年12月24日に提出した訴状についての第1回目の裁判が、4月15日(火)に行われることになりました。どなたでも傍聴できますので、原告をはじめ、多くのみなさんの参加をお願いします。

第1回目の裁判では、訴状の内容について、代理人である弁護士が分担して陳述する他、原告も2名が代表して意見陳述を行う予定です。

また、裁判終了後は、参加者の間で意見交換を行う集会を予定しています。この集会は、裁判があるたびに学習的な要素を入れながら行う計画ですが、第1回目は代理人である弁護士のみなさんから、原告の裁判に対する思いをお聞きして交流したいという意見がだされ、訴状に関する疑問を含めて意見交換をしたいと考えています。

裁判は傍聴が重要

裁判における傍聴は、国民が裁判を監視するための制度です。仮処分申請の長谷部裁判長のようなひどい訴訟指揮の実態を多くの参加者で監視する必要があります。一人でも多くの傍聴参加は、裁判官に私達の思いや決意を伝えていくことにつながります。多くの人に今回の裁判の傍聴をお願いします。

(石川弁護士談)



第1回目の裁判

日時 2014年4月15日(火) 10:00～
場所 大津地方裁判所
内容 弁護士による訴状に沿った陳述
原告代表2名の意見陳述

裁判終了後の集会

時間 11:00～12:00
場所 弁護士会館
内容 裁判に対する思い、訴状の内容や裁判の展望等に関する意見交換等

自治体の避難計画は成り立たない!

2月25日の弁護士会議で、2月7日に高橋弁護士と辻原告団長が長浜市の避難計画について行ったヒアリング結果とその評価が報告されました。

その内容は、①想定している事態が甘すぎる、②ヨウ素剤を必要な人間に配布するのは不可能である、③自治体担当者も避難計画で起こりうる事態に全て対応できる訳ではないことを認めている等でした。

結論として、実際に起こりうる事態に対応できる防災計画はなく、原子力防災計画があったとしても、放射能が敷地外に漏れるような重大事故があった場合は住民に健康被害が生じるということです。

アメリカでは『避難計画が確立していないため再稼働は認めない』という措置が執られている例もあり、現状ではこの面からも再稼働など、とんでもないことです。